

令和元年7月3日

青森県教育委員会第846回定例会

期 日 令和元年7月3日(水)  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 報 告

- 報告第1号 議案に対する意見について ..... 1
- 報告第2号 工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に  
関する規則について ..... 2

### 3 その他

- 職員の懲戒処分の状況について ..... 5

### 4 閉 会

# 報告第 1 号

## 議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

### 記

- 1 青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案

# 報告第2号

## 工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則について

工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、次のとおり定めたので、報告します。

### 1 概要

工業標準化法の一部改正により、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められたことに伴い、関係規則において定めている各種様式の規格の表記を「日本産業規格」に改めたもの。

### 2 定めた規則

別紙のとおり

### 3 施行期日

令和元年7月1日から施行する。

## 工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

### 工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- 一 青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則（昭和三十六年三月青森県教育委員会規則第五号）第一号様式から第三号様式まで
- 二 学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則（昭和三十六年八月青森県教育委員会規則第十三号）様式第一号から様式第八号まで
- 三 学校教育法施行細則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第三号）別記様式
- 四 青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）第一号様式、第四号様式及び第六号様式
- 五 青森県教育委員会事務局職員を市町村教育委員会へ派遣することに関する規則（昭和四十三年三月青森県教育委員会規則第七号）第一号様式から第三号様式まで
- 六 職員団体の業務にもつぱら従事する職員の許可に関する規則（昭和四十三年十二月青森県教育委員会規則第十五号）第一号様式から第七号様式まで
- 七 博物館の登録に関する規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第六号）別記様式
- 八 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年三月青森県教育委員会規則第一号）第一号様式から第十四号様式まで
- 九 青森県文化財保護条例施行規則（昭和五十一年一月青森県教育委員会規則第一号）第二号様式から第九号様式まで及び第十一号様式から第十五号様式まで
- 十 青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和五十八年三月青森県教育委員会規則第八号）第一号様式から第十六号様式まで
- 十一 学校職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月青森県教育委員会規則第

四号) 第一号様式から第五号様式まで

十二 技能教育施設の指定等の手続に関する規則(平成十一年二月青森県教育委員会規則第一号) 様式第一号及び様式第二号

十三 青森県文化財保護法施行細則(平成十二年三月青森県教育委員会規則第二十四号) 第一号様式から第六号様式まで

十四 大学院修学休業に関する規則(平成十三年一月青森県教育委員会規則第一号) 別記様式

十五 学校職員の自己啓発等休業に関する規則(平成二十年三月青森県教育委員会規則第十三号) 第一号様式及び第二号様式

十六 学校職員の配偶者同行休業に関する規則(平成二十六年七月青森県教育委員会規則第十二号) 第一号様式及び第二号様式

(青森県教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第二条 青森県教育職員免許状に関する規則(昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則様式、第一号様式から第十九号様式まで及び第二十一号様式から第二十六号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十号様式中「~~□長~~□継緊締」を「~~□長~~□継緊締」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

## [その他]

### 職員の懲戒処分の状況について 令和元年7月（6月1日～6月30日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 三八地城市部以外の中学校 教諭（46歳 男性）
- ②事件の概要等 交通法規違反  
(最高速度30km/h以上50km/h未満の速度超過)
- ・ 平成31年4月12日（金）午後3時51分頃
  - ・ 三戸郡南部町内の町道
  - ・ 最高速度50km/hのところ、84km/hで走行
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 令和元年6月28日

# 参 考 資 料

第 8 4 6 回定例会（令和元年 7 月）

● 報告第 2 号

工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則について

P 1



○工業標準化法の一部改正に伴う関係規則を改正する規則 新旧対照表

下線部は改正部分

改正後	改正前
<p>青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則（昭和三十六年三月青森県教育委員会規則第五号）</p> <p>第1号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           授業料(受講料)免除願  <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> </div> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4縦長</u>とする。</p> <p>第2号様式(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           第 号            年 月 日            青森県教育委員会教育長 殿            青森県立〇〇高等学校長 氏 名 印            授業料(受講料)免除承認申請書  <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> </div> <p>注1 備考欄には、前学年又は前年次において、免除された者について記入すること。            2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4縦長</u>とする。</p> <p>第3号様式(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           授業料免除願  <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> </div> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4縦長</u>とする。</p>	<p>青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則（昭和三十六年三月青森県教育委員会規則第五号）</p> <p>第1号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           授業料(受講料)免除願  <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> </div> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4縦長</u>とする。</p> <p>第2号様式(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           第 号            年 月 日            青森県教育委員会教育長 殿            青森県立〇〇高等学校長 氏 名 印            授業料(受講料)免除承認申請書  <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> </div> <p>注1 備考欄には、前学年又は前年次において、免除された者について記入すること。            2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4縦長</u>とする。</p> <p>第3号様式(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           授業料免除願  <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> </div> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4縦長</u>とする。</p>

※他の規則も同様に注記を改正したものである。